

第 4 埼玉県公営企業のあゆみ

年 月	事 項	年 月	事 項
昭和 22.	荒川電源開発委員会が組織され、荒川総合開発の調査を開始	38. 2	埼玉県大洞第二発電所設置
		〃	大洞第二発電所営業運転開始
26.	荒川総合開発調査報告発表(神岡発電所、強石発電所、上長瀬発電所、波久礼発電所の計画)	38. 7	工業用水の地下水汲み上げ規制地域の指定(川口市ほか4市1町)
27.	二瀬多目的ダムの建設が建設省の直轄施行で開始	38. 11	埼玉県企業局設置 (工業用水道及び水道用水供給事業の建設が知事部局から移管)
30. 9	土木部県営発電所事業室設置		組織は、局長、次長、技監、総務課、工業用水道課、水道課、電気課、電気工事課
32. 4	電源開発事業費(昭和29年度から計上されていた)中に、二瀬発電所建設費及び大洞発電所建設費を継続費として予算計上	39. 1	工業用水道事業に地方公営企業法適用
32. 8	土木部の出先機関として秩父市に県営発電所建設事務所設置	39. 3	中央第一水道用水供給事業及び中央第一工業用水道事業の建設工事に着手
33. 3	大洞発電所の建設に着工	39. 4	組織改正 (経理課、開発課を新設、電気工事課を工務課に課名変更)
34. 10	建設省において、二瀬ダムの建設に関する基本計画が作成され、特定多目的ダム法第4条第1項の規定によりダム使用権設定予定者になる。	〃	宅地造成事業 (37.4商工部において着手した草加工業団地管理事務所)が知事部局から移管
35. 4	電気事業に地方公営企業法を適用埼玉県電気局設置(局長、次長、業務課、電気課)	39. 6	埼玉県玉淀発電所設置
35. 5	埼玉県大洞発電所設置	〃	玉淀発電所営業運転開始
〃	大洞発電所営業運転開始	39. 9	水道用水供給事業に地方公営企業法を適用
36. 2	埼玉県二瀬発電所設置	39. 11	東部第一工業用水道給水開始
〃	二瀬発電所営業運転開始	〃	埼玉県東部第一工業用水道事務所、埼玉県上水道工業用水道建設事務所設置
36. 4	大洞第二発電所建設に着手(本工事同年10月から)	40. 4	宅地造成事業に地方公営企業法を適用
〃	東部第一工業用水道建設工事に着手	〃	草加、八潮工業団地造成事業に着手
37. 10	玉淀発電所建設に着手(2か年継続事業)	〃	観光施設事業に地方公営企業法を適用

年 月	事 項	年 月	事 項
40. 4	三峯観光道路事業に着手(2 か年継続事業)	45. 6	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事に着手
41. 4	岩槻・春日部住宅団地造成事業に着手	45. 12	越谷流通業務団地造成事業に着手
〃	加須工業団地造成事業に着手	〃	加須工業団地を 14 社へ分譲完了
41. 5	組織改正 (開発第一課、開発第二課を設置、工務課を廃止)	46. 2	岩槻・春日部住宅団地を 44 年 3 月から 5 回にわたり 609 人に対し分譲完了
〃	埼玉県三峯観光道路建設事務所設置	46. 3	鷲宮産業団地造成事業に着手
〃	組織改正 (埼玉県工業団地管理事務所を埼玉県団地開発事務所に名称変更)	〃	電気事業経営改善対策として発電所及びえん堤の集中管理化工事完了
42. 1	埼玉県公営企業の設置等に関する条例を施行	46. 4	中央第一水道用水第一期拡張分給水開始
42. 3	武蔵工業団地造成事業に着手	〃	狭山工業団地造成事業に着手
42. 4	霞ヶ関住宅団地造成事業に着手	46. 5	組織改正 (管理部、水道部、建設部を設置、管理部に総務課、企画調整課、経理課を、水道部に業務課、工業用水道課、上水道課を、建設部に開発課、用地課、電気課を置く。大洞第一発電所、大洞第二発電所、二瀬発電所を統合し埼玉県大滝発電管理事務所を設置、玉淀発電所を埼玉県玉淀発電管理事務所に名称変更、上水道工業用水道建設事務所を埼玉県水道建設事務所に名称変更)
42. 6	三峯観光道路事業営業開始		
42. 7	草加工業団地を 29 社へ分譲完了	46. 7	公営企業管理者を置く
42. 10	組織改正 (埼玉県三峯観光道路建設事務所を廃止、埼玉県三峯観光道路管理事務所を設置)	46. 11	二瀬発電所を遠隔監視遠方制御方式に改め無人化実施
43. 1	草加・八潮工業団地を 25 社へ分譲完了	47. 3	霞ヶ関住宅団地を 46 年 3 月から 3 回にわたり 724 人に対し分譲完了
43. 4	埼玉県東部第一工業用水道事務所を埼玉県柿木浄水場に改め、埼玉県大久保浄水場を設置	47. 4	中央第一工業用水道事業拡張工事に着手
〃	中央第一工業用水及び中央第一水道用水給水開始	〃	児玉工業団地造成事業に着手
〃	中央第一水道用水供給事業第一期拡張工事に着手	〃	水道料金改定 (1m ³ 11 円を 15 円に)
	久喜・菖蒲工業団地造成事業に着手	47. 5	組織改正 (企画調整課を企画検査課に課名変更)
43. 10	武蔵工業団地を 21 社へ分譲完了		
44. 4	東松山工業団地造成事業に着手		
44. 12	東部第一水道用水供給事業及び西部第一水道用水供給事業に着手		
45. 4			
45. 5	組織改正 (開発第一課を開発課に、開発第二課を企画調整課に課名変更)		

年 月	事 項	年 月	事 項
47.11	狭山工業団地を 25 社へ分譲完了	50.6	三峯観光道路料金改定
48.4	東部第一工業用水道事業と中央第一工業用水道事業を統合して南部工業用水道事業と改称	50.10	中央第一水道料金を改定 50 年度 20 円 50 銭 51 年度 22 円
〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 4 円を 6 円に) (特別料金 5 円を 8 円に) (超過料金 8 円を 12 円に)	51.4	三峯観光道路料金不徴収車両の指定
〃	中央第一水道用水供給事業第二期拡張工事に着手	51.9	東松山工業団地第一次分譲 44 社 (258,400 m ²)と譲渡契約
〃	川越工業団地造成事業に着手	52.2	広域第二水道用水供給事業の認可とともに事業に着手
48.11	久喜・菖蒲工業団地を 69 社へ予約分譲完了	52.3	東松山工業団地第二次分譲 15 社 (109,950 m ²)と譲渡契約
49.4	埼玉県庄和浄水場設置	52.4	組織改正 (埼玉県第二水道建設事務所を設置、水道建設事務所を埼玉県第一水道建設事務所に名称変更)
〃	東部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	〃	電気料金の更改 52 年度 } 53 年度 } 5 円 87 銭 54 年度 }
〃	川島工業団地造成事業に着手	52.4	東松山工業団地第三次分譲 15 社 (81,573 m ²)と譲渡契約
49.7	西部第一水道用水給水開始 49 年度 20 円 50 年度 24 円 51 年度以降 25 円	~53.3	菖蒲住宅団地 130 人(28,527 m ²)と譲渡契約
49.11	電気料金契約の一部改定 (49 年度分 1kWh 4 円 62 銭)	52.6	久喜・菖蒲工業団地 2 社(104,082 m ²)と譲渡契約
50.4	工業用水道料金を改定 (基本料金 6 円を 10 円に) (特別料金 8 円を 13 円に) (超過料金 12 円を 20 円に)	52.9	久喜・菖蒲工業団地 2 社(104,082 m ²)と譲渡契約
〃	電気料金の更改 50 年度 5 円 26 銭 51 年度 5 円 53 銭	~53.2	組織改正 (水道部においては、工業用水道課及び上水道課を廃止し、施設管理課及び建設課を設置する。又建設部においては開発課及び用地課を廃止し、宅地業務課及び宅地造成課を設置する。)
		53.4	工業用水道料金を改定 (基本料金 14 円 30 銭) (特別料金 18 円 60 銭) (超過料金 28 円 60 銭)
		〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 14 円 30 銭) (特別料金 18 円 60 銭) (超過料金 28 円 60 銭)

年 月	事 項	年 月	事 項
53. 4	中央第一、東部第一、西部第一の3水道用水供給事業を統合して、広域第一水道用水供給事業と名称変更	55. 4	川越工業団地 14 社(124, 227. 02 m ²)と譲渡契約
〃	水道料金を改定 53 年度 30 円 54 年度 33 円 55 年度以降 33 円 50 銭 ただし、旧東部第一、旧西部第一水道用水供給事業については、55 年度まで、上記の料金に 3 円を加算する。	～56. 3	〃
〃		〃	川島工業団地 11 社(146, 587. 04 m ²)と譲渡契約
〃		〃	鷺宮産業団地 22 社(432, 658. 18 m ²)と譲渡契約
53. 4	東松山工業団地 20 社(76, 957 m ²)と譲渡契約	56. 4	工業用水道料金を改定 (基本料金 16 円 70 銭) (特別料金 21 円 70 銭) (超過料金 33 円 40 銭)
～54. 3		〃	水道料金改定 広域第一水道 39 円 広域第二水道 59 円
53. 5	菖蒲住宅団地 233 人(50, 964 m ²)と譲渡契約	〃	幸手工業団地造成事業に着手
～54. 3		〃	伊奈北部地区宅地造成事業に着手
53. 6	久喜・菖蒲工業団地 2 社(21, 654 m ²)と譲渡契約	56. 12	県営水道事業懇談会発足
〃		56. 12	越谷流通業務団地(卸売市場用地) 9 団体(51, 000 m ²)と譲渡契約
53. 8	広域第二水道用水給水開始(暫定給水) 53 年度 40 円 60 銭 54 年度 44 円 50 銭 55 年度以降 51 円 30 銭	～57. 1	
〃		57. 3	児玉工業団地分譲 12 社(77, 760 m ²)と譲渡契約
54. 4	川越工業団地 77 社及び 1 組合(440, 411 m ²)と譲渡契約	〃	電気料金の更改(あわせて目標供給電力量を変更) 57 年度 } 8 円 51 銭 58 年度 }
～55. 3		57. 4	組織改正(企業検査課を廃止)
〃	川島工業団地 2 社(220, 992 m ²)と譲渡契約	57. 4	鷺宮産業団地 8 社(4, 153. 17 m ²)と譲渡契約
〃	菖蒲住宅団地 2 社(3, 520 m ²)と譲渡契約(分譲完了)	～58. 3	〃
〃	久喜・菖蒲工業団地 警察本部(250 m ²)と譲渡契約(分譲完了)	〃	越谷流通業務団地 1 組合(95, 136. 29 m ²)と譲渡契約
55. 3	電気料金の更改 55 年度 } 6 円 83 銭 56 年度 }		

年 月	事 項	年 月	事 項
57.4 ～58.3	児玉工業団地 5 社(49,379 m ²)と譲渡契約		広域第一水道 42 円 広域第二水道 77 円 (59 年 7 月から適用)
〃	伊奈総合選択制高等学校用地、埼玉県(155,000 m ²)と譲渡契約	59.4	川里工業団地造成事業に着手
58.2	県営水道事業懇談会から「埼玉県水道用水供給事業の料金のあり方」について答申	〃	大利根工業団地造成事業に着手
58.4	組織改正 (管理部を廃止、業務課を水道業務課に、施設管理課を水道施設課に、建設課を水道建設課に課名変更)	59.4 ～60.3	児玉工業団地 29 社(377,216.85 m ²)と譲渡契約
〃	本庄住宅団地造成事業に着手	59.7	行田浄水場給水開始
58.4 ～59.3	児玉工業団地 13 社(250,166.10 m ²)と譲渡契約	〃	広域第一水道による広域第二水道への暫定給水解消
58.12 ～59.3	越谷流通業務団地卸売業用地 16 社(53,663.68 m ²)及び倉庫業用地 1 組合(53,333.22 m ²)と譲渡契約	59.9～ 59.11	幸手工業団地、幸手町土地開発公社及び 12 社(90,116.38 m ²)と譲渡契約(分譲完了)
〃	幸手工業団地 10 社等 (83,749 m ²)と譲渡契約	〃	越谷流通業務団地運輸関連施設用地 14 社(56,951.13 m ²)と譲渡契約(分譲完了)
59.3	広域第二水道用水供給事業の給水区域変更認可	60.4～ 60.11	児玉工業団地 6 社(122,498.09 m ²)と譲渡契約(分譲完了)
〃	(北川辺町、茨城県五霞村を追加)	61.1 ～61.3	本庄住宅団地 64 区画(13,271.64 m ²)を分譲
〃	電気料金の更改 59 年度 } 8 円 63 銭 60 年度 }	61.3	電気料金の更改 61 年度 } 8 円 87 銭 62 年度 }
59.4	埼玉県行田浄水場を設置	61.4	川本工業団地造成事業に着手
〃	組織改正 (三峯観光道路管理事務所を廃止し、大滝発電管理事務所に観光施設課を設置)	〃	羽生工業団地造成事業に着手
〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 17 円 70 銭) (特別料金 23 円) (超過料金 35 円 40 銭)	61.4 ～62.3	本庄住宅団地 67 区画を分譲(14,178.32 m ²)
59.4	水道料金を改定	61.8	有間ダム完成
		61.10	新三郷浄水場の建設着手
		62.4	嵐山工業団地造成事業に着手
		〃	観光施設事業をレクリエーション施設事業に(三峯観光道路を県道に移管)宅地造成事業を土地開発整備事業に改める

年 月	事 項	年 月	事 項
62.4	妻沼ゴルフ場事業着手	元.4	消費税の導入に伴い水道料金の改定 広域第一水道 48円41銭 広域第二水道 81円37銭
62.4 ～63.3	本庄住宅団地 161 区画(33,395 m ²)を 分譲	〃	消費税の導入に伴い県営妻沼ゴルフ 場の利用料金(グリーンフィ)を改定 平日 4,730円 土、日、休日 7,210円 18 ホールを超え、9 ホールまで 1,030円
63.3	県民活動総合センター用地 埼玉県 (60,000 m ²)と譲渡契約	〃	上里ゴルフ場事業着手
〃	広域第二水道用水供給事業の給水区 域変更許可(日高町他8町を追加)	〃	秩父工業団地造成事業に着手
63.4	水道料金を改定 広域第一水道 47円 広域第二水道 79円	元.4～ 元.11	川里工業団地 2 社(25,293 m ²)大利根 豊野台テクノタウン 4 社(30,507 m ²) と譲渡契約。分譲完了
〃	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 63年度 } 9円21銭 元年度 }	元.11	本庄住宅団地 126 区画(27,061 m ²) を 分譲。分譲完了
63.4 ～元.3	本庄住宅団地 185 区画(38,745 m ²)を 分譲	2.3	浦山発電所建設事業に着手
63.8	財団法人埼玉県企業公社設立	2.4	埼玉県新三郷浄水場を設置
63.9	吉川・松伏工業団地造成事業に着手	〃	組織改正 (水道部に水源対策室長(職 制)を設置)
〃	幸手第二工業団地造成事業に着手	〃	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 2年度 } 9円53銭 3年度 }
63.10	県営妻沼ゴルフ場オープン	〃	県営妻沼ゴルフ場の利用料金(グリー ンフィ)を改定 平日 5,250円 土、日、休日 7,720円
平成 元.3	川里工業団地 19 社(126,581 m ²) 大利根豊野台テクノタウン 35 社 (319,814 m ²)と譲渡契約	〃	
元.4	組織改正 (宅地業務課と宅地造成課を 廃止し、土地開発第一課・土地開発第 二課・レクリエーション施設事業推進 室長(職制)を設置、また団地開発事務 所を埼玉県南部土地開発事務所と埼 玉県北部土地開発事務所に分割)		
〃	消費税の導入に伴い工業用水道料金 を改定 (基本料金 18円23銭) (特別料金 23円69銭) (超過料金 36円46銭)		

年 月	事 項	年 月	事 項
2. 4	本庄今井工業団地造成事業に着手	4. 4	浦山発電所本体工事着工
〃	加須下高柳工業団地造成事業に着手	〃	行田南部工業団地造成事業に着手
2. 7	新三郷浄水場給水開始	5. 3	幸手ひばりヶ丘工業団地
2. 11	県営上里ゴルフ場オープン 利用料金(グリーンフィ) 平日 6,280 円 土、日、休日 8,750 円	～5. 7	(24 区画 141,437 m ²)分譲完了
3. 3	川本春日丘工業団地 (24 区画 317,000 m ²) 羽生小松台工業団地 (33 区画 247,300 m ²)分譲完了	5. 4	組織改正 (水源対策室長(職制)を廃止し、水道計画課を設置、また大滝発電管理事務所及び玉淀発電管理事務所を廃止し、埼玉県発電総合事務所を設置)
3. 4	組織改正 (経営政策室長(職制)を設置)	〃	新たに小川町、妻沼町並び花園町に給水開始
〃	広域第一水道用水供給事業と広域第二水道用水供給事業を統合して埼玉県水道用水供給事業と改称 あわせて、毛呂山町、日高町及び江南町に給水を開始 108 円 60 銭	〃	工業用水道料金を改定 (基本料金 23 円 20 銭) (特別料金 30 円 16 銭) (超過料金 46 円 40 銭)
〃	騎西鴻荃工業団地造成事業に着手	5. 7	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 5,930 円 土、日、休日 8,930 円 上里ゴルフ場 平日 7,250 円 土、日、休日 10,450 円
3. 7	伊奈北部地区の就業地(36,736 m ²)を公害防止事業団に分譲	5. 8	嵐山花見台工業団地(埼玉県土地開発公社 90,664 m ²)分譲
3. 12	水力発電施設近代化事業に着手	6. 3	嵐山花見台工業団地
4. 4	水道料金を改定 旧広域第一水道 59 円 13 銭 旧広域第二水道 86 円 10 銭	～6. 4	(28 区画 337,558 m ²)分譲
〃	新たに越生町、川本町並び寄居町に給水を開始	6. 4	新たに嵐山町に給水を開始
〃	電気料金の更改(あわせて目標供給電力量を変更) 4 年度 } 10 円 41 銭 5 年度 }	〃	電気料金を更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 6 年度 } 10 円 87 銭 7 年度 }
		〃	妻沼西部工業団地造成事業に着手

年 月	事 項	年 月	事 項
6.7 ～7.3	嵐山花見台工業団地 (13区画 84,636 m ²)分譲	9.2	騎西藤の台工業団地 (8区画 75,200 m ²)分譲
7.3 ～7.7	吉川・松伏工業団地 (13区画 93,256 m ²)分譲	9.4	工業用水道事業の給水区域の変更(大宮市の一部を追加)
7.4	組織改正 (土地開発第一課・土地開発第二課・レクリエーション施設事業推進室長(職制)を廃止し、開発計画課・土地造成課を設置)	〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 基本料金 22円53銭(税別) 特別料金 29円29銭(税別) 超過料金 45円5銭(税別)
〃	杉戸深輪工業団地造成事業に着手	〃	水道料金を改定
7.7	嵐山花見台工業団地 (1区画 8,601 m ²)分譲完了	〃	旧広域第一水道 9.10年度 57.41円(税別) 11年度以降 61.78円(税別)
7.9 ～8.2	伊奈北部工業団地 (3区画 20,217 m ²)分譲	〃	旧広域第二水道 9.10年度 65.35円(税別) 11年度以降 61.78円(税別)
8.2 ～8.3	吉川・松伏工業団地 (12区画 57,125 m ²)分譲	〃	拡大区域 9年度以降 86.13円(税別)
8.3	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地 1企画提案競技を開催 E&A設計株式会社を優秀者と決定	〃	羽生下川崎工業団地造成事業に着手
8.4	埼玉県水質管理センターを設置	〃	神川野外スポーツ・レクリエーション施設(仮称)建設事業に着手
〃	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 8年度 } 10円98銭 9年度 }	〃	消費税法の改正に伴い、県営ゴルフ場利用料金(グリーンフィ)を改定 妻沼ゴルフ場 平日 6,040円 土、日、休日 9,100円 上里ゴルフ場 平日 7,390円 土、日、休日 10,600円
〃	工業用水道事業の給水能力を日量335,000 m ³ に改正	〃	
8.7 ～8.12	吉川・松伏工業団地 (7区画 42,916.46 m ²)分譲	9.4 ～9.9	吉川・松伏工業団地 (3区画 35,332.93 m ²)分譲完了
〃	伊奈北部工業団地 (2区画 26,486 m ²)分譲		
8.10 ～8.12	伊奈モデルタウン「彩りの街伊奈」 戸建住宅21戸分譲完了		
9.2	秩父みどりが丘工業団地 (2区画 21,300 m ²)分譲		

年 月	事 項	年 月	事 項
9.5 ～9.12	騎西藤の台工業団地 (6区画 56,887.08 m ²)分譲	10.11	浦山発電所営業運転開始 基本料金 9円81銭 従量料金 2円45銭
9.8	伊奈北部工業団地 (2区画 25,177 m ²)分譲完了	〃	妻沼ゴルフ場が「社団法人日本パブリックゴルフ場協会(PGS)」に加盟
9.9	秩父みどりが丘工業団地 (1区画 4,800 m ²)分譲	11.1	妻沼ゴルフ場でPGS公認ハンディキャップの認証業務開始
9.10	児玉工業団地業務用地の一部(1.3ha)を児玉郡市広域市町村圏組合に対して、消防訓練施設用地として貸し付ける使用貸借契約を締結	11.4	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の一部改正 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 11円11銭(税別) 従量料金 1円23銭(税別)
9.10 ～10.3	本庄いまい台産業団地 (5区画 60,097.81 m ²)分譲	11.4 ～12.1	秩父みどりが丘工業団地 (3区画 26,679.86 m ²)分譲
10.2	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地1事業提案競技を開催 積水ハウス株式会社を優秀者に決定	11.5 ～12.3	騎西藤の台工業団地 (4区画 33,214.42 m ²)分譲
10.4	電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 10年度 } 11円11銭 11年度 }	11.7	児玉工業団地の一部0.8haを、(社)本庄市児玉郡医師会に対して、看護婦養成所検診センターとして貸し付ける契約を締結
〃	滝沢発電所建設事業に着手	11.10	工業用水道事業の給水能力を日量253,000 m ³ に改正
10.4 ～10.8	騎西藤の台工業団地 (2区画 15,062.22 m ²)分譲	11.11	本庄いまい台産業団地 (1区画 3,520.61 m ²)分譲
10.5	彩の国伊奈モデルタウン(仮称)宅地1(3.5ha)について事業提案競技優秀者(積水ハウス株式会社)への譲渡契約締結	11.12	工業用水道水利権の一部を水道用水供給へ転用
10.6	新たに美里町、児玉町及び岡部町に給水を開始	12.2	妻沼西部工業団地特別予約分譲の協定締結(1社 68,300 m ²)
10.7	新たに深谷市に給水を開始	12.3	財団法人埼玉県企業公社解散
10.8	秩父みどりが丘工業団地 (1区画 1,318.58 m ²)分譲	12.4	組織改正 (経営政策室長(職制)を廃止し、分譲推進室長(職制)を設置)
10.9	台風5号の影響により妻沼ゴルフ場冠水被害。復旧費用1億2千万円		

年 月	事 項	年 月	事 項
12. 4	新たに飯能市、本庄市、上里町及び南河原村並びに都幾川、玉川水道企業団に給水を開始	13. 6	妻沼西部工業団地特別予約分譲の協定書に基づく分譲 (1区画 67,634.14 m ²)
〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10円85銭(税別) 従量料金 1円21銭(税別)	13. 9	県営神川温泉保養センター開業
〃	県営妻沼ゴルフ場及び県営上里ゴルフ場の経営を第三セクターに移管	13. 9 ～14. 2	杉戸深輪産業団地 (4区画 20,376.11 m ²)分譲
〃	土地開発整備事業とレクリエーション施設事業を統合し、地域整備事業を創設	13. 12	伊奈北部地区東側住宅用地(0.5ha)について、譲渡契約締結
12. 5 ～12. 6	騎西藤の台工業団地 (3区画 13,663.13 m ²)分譲	〃	県営神川温泉保養センター入館者10万人達成
12. 7	伊奈北部地区西側住宅地(0.9ha)について、譲渡契約締結	14. 3	埼玉県営水道長期ビジョン策定
12. 10	新たに神川町に給水を開始	14. 4	組織改正 (建設部を廃止し、総括技術監及び地域整備事業監を設置 分譲推進室長(職制)と開発計画課を統合し、分譲推進課を設置 地域整備事務所南部支所を廃止) 大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 10円32銭(税別) 従量料金 1円15銭(税別)
12. 11	本庄いまい台産業団地 (2区画 10,078.83 m ²)分譲	14. 5	行田みなみ産業団地 (1区画 2,500.00 m ²)分譲
12. 12	組織改正 (入札企画室長(職制)を設置)	14. 8	騎西藤の台工業団地 (1区画 11,603.11 m ²)分譲
13. 3	伊奈町北部地区鉄塔用地(31 m ²)について、譲渡契約締結	14. 9～ 14. 10	本庄いまい台産業団地 (4区画 20,427.16 m ²)分譲
〃	県営神川温泉保養センター利用料金を設定 一般・平日3時間以内700円	14. 10	企業局経営改革5か年計画 (平成14～18年度)策定
13. 4	組織改正 (南部土地開発事務所、北部土地開発事務所を廃止し、埼玉県地域整備事務所・同事務所内に南部支所を設置)	14. 12	県営神川温泉保養センター入館者50万人達成
〃	水質管理センター庁舎本格稼働		
〃	杉戸深輪工業団地予約分譲の協定書に基づく分譲(1区画 151,616.83 m ²)		

年 月	事 項	年 月	事 項
15. 3	加須下高柳工業団地 (1 区画 18,512.39 m ²)分譲	16. 9 ～17. 1	妻沼西部工業団地 (5 区画 47,064.85 m ²)分譲
〃	杉戸深輪産業団地 (4 区画 44,584.18 m ²)分譲	16. 9 ～17. 3	杉戸深輪産業団地 (6 区画 132,999.79 m ²)分譲
〃	企業局経営懇話会設置	16. 9 ～17. 3	加須下高柳工業団地 (5 区画 38,569.11 m ²)分譲
15. 9	本庄いまい台産業団地 (1 区画 469.21 m ²)分譲	16. 12	大久保浄水場排水処理施設整備・運営 にPFIを導入
〃	加須下高柳工業団地 (1 区間 10,359.80 m ²)分譲	17. 1 ～17. 3	本庄いまい台産業団地 (3 区画 23,721.65 m ²)分譲
15. 10 ～16. 1	杉戸深輪産業団地 (3 区画 17,758.07 m ²)分譲	17. 3	伊奈北部地区南側大規模用地 75-1 街 区 1 区画(32,560.00 m ²)について、譲 渡契約を締結
15. 12 ～16. 3	行田みなみ産業団地 (4 区画 31,599.60 m ²)分譲	〃	羽生下川崎産業団地 (1 区画 25,386.77 m ²) 分譲
16. 2	新三郷浄水場 ISO14001 取得	〃	柿木浄水場に公設民営方式を導入
16. 4	組織改正 (管理部を設置、管理部に総 務課、経理課、分譲推進課、電気課を 置く。分譲推進課と土地造成課を、統 合し、名称を分譲推進課とする。総括 技術監及び地域整備事業監を廃止)	〃	企業局経営改革 5 か年計画(平成 14～ 18 年度)修正
〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電 所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更) 基本料金 8 円 54 銭(税別) 従量料金 2 円 13 銭(税別)	17. 4	水道料金を改定 全ての給水区域 61 円 78 銭(税別)
〃	県営神川温泉保養センター 入館者 100 万人達成	17. 4	埼玉県吉見浄水場を設置 組織改正 (柿木浄水場を廃止)
16. 4 ～17. 3	秩父みどりが丘工業団地 (14 区間 138,839.65 m ²)賃貸	17. 4 ～17. 8	羽生下川崎産業団地 (5 区画 59,853.81 m ²)分譲
16. 7	嵐山花見台工業団地 (1 区画 1,479.02 m ²)分譲	17. 4～ 17. 10	加須下高柳工業団地 (8 区画 44,459.31 m ²)分譲完了
16. 8 ～17. 1	行田みなみ産業団地 (9 区画 73,280.34 m ²)分譲	17. 4 ～18. 2	杉戸深輪産業団地 (9 区画 31,367.88 m ²)分譲
		〃	行田みなみ産業団地 (11 区画 97,061.21 m ²)分譲
		17. 5～ 17. 10	本庄いまい台産業団地 (5 区画 41,833.81 m ²)分譲 (7 区画 67,863.10 m ²)賃貸

年 月	事 項	年 月	事 項
17.6 ～18.1	騎西藤の台工業団地 (8区画 64,565.33 m ²)分譲	18.4	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀発電 所電気料金の更改 (あわせて目標供給電力量を変更)
17.7	吉見浄水場給水開始		基本料金 7円90銭(税別) 従量料金 1円98銭(税別)
〃	妻沼西部工業団地 (1区画 9,800.20 m ²)分譲	〃	本庄いまい台産業団地 (2区画 17,933.76 m ²)分譲
17.7～ 17.11	嵐山花見台工業団地 (2区画 26,247.67 m ²)分譲	〃	杉戸深輪産業団地 (1区画 2,008.69 m ²)分譲
17.8 ～18.2	秩父みどりが丘工業団地 (2区画 60,734.93 m ²)賃貸	18.4 ～19.3	行田みなみ産業団地 (4区画 38,063.97 m ²)分譲
17.9	県営神川温泉保養センター 入館者150万人達成	18.5～ 18.12	妻沼西部工業団地 (11区画 138,860.98 m ²)分譲
17.10	朝霞連絡管完成 (非常時における東京都との水の相互 融通〈最大10万m ³ /日〉運用開始)	18.6	騎西藤の台工業団地 (1区画 3,027.18 m ²)分譲
17.11	川本春日丘工業団地 (1区画 7,997.79 m ²)分譲	18.6 ～19.2	嵐山花見台工業団地 (2区画 37,676.34 m ²)分譲
17.12	加須下高柳工業団地の南側商業系エ リア(15.9ha)について、事業用借地権 設定予約契約締結	18.7 ～19.3	秩父みどりが丘工業団地 (3区画 32,706.47 m ²)賃貸
18.1	水質管理センターIS09001取得	18.9	加須下高柳工業団地の南側商業系エ リア(15.9ha)について、事業用借地権 設定契約締結
18.2	伊奈北部地区南側住宅用地(2.4ha) について、譲渡契約締結	18.12	羽生下川崎産業団地の西側商業系エ リア(22.7ha)について、事業用借地権 設定予約契約締結
18.3	埼玉県南部工業用水道事業長期事業 運営方針策定	19.3	企業局経営5か年計画(平成19～23年 度)策定
〃	県営神川温泉保養センター廃止	19.4	組織改正 (分譲推進課と企業立地支援 室長(職制)を再編し、地域整備課を設 置する。)
18.4	組織改正 (管理部、水道部を廃止し、管 理担当部長及び水道担当部長を設置 する。企業立地支援室長(職制)を設置 する。経理課の名称を財務課とする。 水道業務課と水道計画課を統合し、水 道業務課とする。)	〃	菖蒲南部産業団地整備事業及び川越 第二産業団地整備事業に着手

年 月	事 項	年 月	事 項
19. 4	妻沼西部工業団地 (1 区画 32,480.43 m ²)分譲	20. 4	騎西国道 1 2 2 号沿道地区産業団地 整備事業に着手
19. 5	行田みなみ産業団地 (1 区画 6,408.79 m ²)分譲	〃	川越第二産業団地 (2 区画 100,255.74 m ²)分譲
〃	妻沼西部工業団地 (1 区画 4,112.63 m ²)分譲	〃	大久保浄水場排水処理施設等運営を PFI 事業で開始(~H40.3 まで)
19. 7	川本春日丘工業団地 (1 区画 63,789.92 m ²)分譲	20. 6	川越第二産業団地 (1 区画 27,287.81 m ²)分譲
〃	秩父みどりが丘工業団地 (2 区画 29,636.45 m ²)賃貸	20. 7	秩父みどりが丘工業団地 (1 区画 7,139.23 m ²)賃貸
〃	妻沼西部工業団地 (3 区画 26,973.01 m ²)分譲	〃	菖蒲南部産業団地の分譲開始
〃	妻沼西部工業団地 (2 区画 14,925.66 m ²)賃貸	20. 9	菖蒲南部産業団地 (1 区画 86,716.28 m ²)分譲
19. 10	羽生下川崎産業団地の西側商業系エ リア(22.7ha)について、事業用借地権 設定契約締結	〃	滝沢発電所を東京発電(株)に引き渡 し、電気事業を廃止
19. 11	電気事業の譲渡契約を東京発電(株) と締結	20. 11	菖蒲南部産業団地 (1 区画 26,872.63 m ²)分譲
20. 1	川越第二産業団地の分譲開始	21. 4	上里ゴルフ場固定資産を上里町に譲 与
〃	秩父みどりが丘工業団地 (1 区間 3,305.82 m ²)分譲	21. 9	川越第二産業団地 (1 区画 5,800.12 m ²)分譲
20. 2	旧地域整備事務所(熊谷)(3 階建、 995.55 m ²)を、埼玉県土地改良事業団 体連合会に対して貸し付けるため県 有財産賃貸借契約を締結	21. 10	騎西城南産業団地の分譲開始
20. 3	川越第二産業団地 (5 区画 29,515.91 m ²)分譲	〃	騎西城南産業団地 (1 区画 43,459.20 m ²)分譲
〃	大洞第一、二瀬、大洞第二、玉淀、浦 山の 5 発電所と発電総合事務所を東京 発電(株)へ引き渡し	22. 3	菖蒲南部産業団地 (1 区画 8,600.00 m ²)分譲
		〃	騎西城南産業団地 (1 区画 19,641.78 m ²)分譲

年 月	事 項	年 月	事 項
22. 4	組織改正 (水道建設課の名称を水道整備課とする。第一水道建設事務所及び第二水道建設事務所の名称を埼玉県第一水道整備事務所及び埼玉県第二水道整備事務所とする。)	24. 4	組織改正 (第一水道整備事務所と第二水道整備事務所を統合し、埼玉県水道整備事務所とする。)
〃	白岡瀬地区産業団地整備事業に着手	〃	杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に着手
〃	新三郷浄水場高度浄水施設供用開始	24. 7	白岡西部産業団地の予約分譲開始
22. 9	菖蒲南部産業団地 (1 区画 8,190.19 m ²)分譲	〃	白岡西部産業団地 (3 区画 83,351.82 m ²) 予約分譲
22. 11	騎西城南産業団地 (2 区画 50,494.50 m ²)分譲	24. 8	妻沼西部工業団地 (1 区画 7,948.48 m ²)分譲
23. 1	秩父みどりが丘工業団地 (1 区画 15,429.55 m ²)賃貸	〃	騎西城南産業団地 (1 区画 25,423.06 m ²)分譲
23. 3	川越第二産業団地 (1 区画 5,704.29 m ²)分譲	24. 10	白岡西部産業団地 (2 区画 14,000.01 m ²) 予約分譲
〃	東日本大震災 (宮代町で震度 6 弱)	24. 11	白岡西部産業団地 (1 区画 4,845.12 m ²) 予約分譲
23. 4	組織改正 (水道施設課と水道整備課を統合し、水道管理課とする。水道業務課の名称を水道企画課とする。)	25. 3	菖蒲南部産業団地 (1 区画 10,000.08 m ²)分譲
〃	幸手中央地区産業団地整備事業に着手	25. 4	組織改正 (企画参事を設置する。管理担当部長を管理部長に、水道担当部長を水道部長に職名変更する。)
23. 6	妻沼西部工業団地 (1 区画 10,250.84 m ²)分譲	25. 6	妻沼西部工業団地 (1 区画 10,206.14 m ²) 賃貸
23. 7	秩父みどりが丘工業団地 (1 区画 14,206.90 m ²)賃貸	25. 7	騎西城南産業団地 (1 区画 21,139.53 m ²) 分譲
23. 11	妻沼西部工業団地 (1 区画 6,977.18 m ²)分譲	25. 11	幸手中央地区産業団地予約分譲開始 (A地区)
24. 3	埼玉県営水道長期ビジョン見直し	25. 12	白岡西部産業団地 (1 区画 5,000.02 m ²) 分譲
〃	行田浄水場太陽光発電施設供用開始	〃	水質管理センターが水道 G L P の認定を取得
〃	企業局経営 5 か年計画(平成 24~28 年度)策定		

年 月	事 項	年 月	事 項
26. 1	白岡西部産業団地 (1 区画 28,379.79 m ²) 分譲	28. 4	寄居スマート I C 西地区産業団地整備事業に着手
26. 4	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%	28. 6	幸手中央地区産業団地 (B 地区 4 区画 222,143.10 m ²)分譲
〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税等相当分 5%→8%	28.10	杉戸屏風深輪産業団地予約分譲開始
〃	吉見ゴルフ場・大麻生ゴルフ場を知事部局から移管	29. 1	大麻生ゴルフ場クラブハウス完成
〃	幸手中央地区産業団地 (A 地区 7 区画 73,170.00 m ²) 予約分譲	29. 3	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン策定
26. 5	幸手中央地区産業団地 (A 地区 4 区画 53,244.00 m ²) 予約分譲	〃	企業局経営 5 か年計画 (平成 29~33 年度) 策定
26.10	幸手中央地区産業団地 (B 地区 2 区画 85,600.00 m ²) 予約分譲	〃	杉戸屏風深輪産業団地 (8 区画 140,510.00 m ²) 予約分譲
26.12	幸手中央地区産業団地 (B 地区 2 区画 136,440.00 m ²) 予約分譲	〃	幸手中央地区産業団地 (A 地区 1 区画 11,016.92 m ²)分譲
〃	吉見浄水場太陽光発電施設供用開始	〃	児玉工業団地業務用地 (1 区画 12,991.32 m ²)分譲
27. 4	組織改正 (企画参事を廃止する。)	29. 4	草加柿木地区産業団地整備事業に着手
〃	加須 I C 東地区産業団地整備事業に着手	〃	吉見ゴルフ場クラブハウス改修事業に着手
〃	大麻生ゴルフ場クラブハウス改築事業に着手	29. 7	杉戸屏風深輪産業団地 (3 区画 49,400.00 m ²) 予約分譲
28. 2	児玉郡市広域市町村圏組合に対する貸付契約 (児玉工業団地の業務用地 1.3ha、消防訓練施設用地として利用)を解除	29. 8	羽生下川崎産業団地 (1 区画 226,630.46 m ²) 分譲
28. 3	幸手中央地区産業団地 (A 地区 11 区画 126,427.41 m ²)分譲	29. 9	杉戸屏風深輪産業団地 (11 区画 189,959.71 m ²) 分譲
		29.10	寄居スマート I C 美里産業団地予約分譲開始
		29.11	幸手中央地区産業団地 (A 地区 1 区画 12,043.94 m ²) 分譲
		30. 3	寄居スマート I C 美里産業団地 (7 区画 112,220.00 m ²) 予約分譲

年 月	事 項	年 月	事 項
30.3	吉見ゴルフ場クラブハウス完成	〃	消費税法等の改正に伴い工業用水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%
30.4	松伏・田島地区産業団地整備事業に着手	〃	消費税法等の改正に伴い水道料金を改定 消費税相当分 8%→10%
〃	川越増形地区産業団地整備事業に着手		
〃	行田富士見工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	2.1	草加柿木フーズサイト (1区画 19,774.82 m ²) 予約分譲
〃	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地整備事業に着手	2.4	水道用水供給事業における水利権の全量が安定水利権化
30.7	加須 I C 東産業団地予約分譲開始	〃	工業用水道事業給水規程の一部改正 第 13 条第 1 項第 1 号に定める水質基準の「水温三十度以下」を削除
30.11	加須 I C 東産業団地 (9区画 121,830.00 m ²) 予約分譲		
31.4	富士見上南畑地区産業団地整備事業に着手	2.6	草加柿木フーズサイト (1区画 68,631.07 m ²) 分譲
〃	鴻巣箕田地区産業団地整備事業に着手	〃	妻沼ゴルフ場閉場
〃	寄居桜沢地区産業団地整備事業に着手	2.7	草加柿木フーズサイト (1区画 10,257.47 m ²) 予約分譲
〃	羽生上岩瀬地区産業団地整備事業に着手	2.10	松伏田島産業団地 (1区画 116,372.10 m ²) 予約分譲
〃	草加柿木フーズサイト (1区画 68,649.40 m ²) 予約分譲	2.11	松伏田島産業団地 (1区画 15,099.89 m ²) 予約分譲
令和 元.6	寄居スマート I C 美里産業団地 (7区画 111,949.91 m ²) 分譲	3.1	草加柿木フーズサイト (1区画 18,471.50 m ²) 予約分譲
〃	加須 I C 東産業団地 (1区画 13,790.00 m ²) 予約分譲	3.2	草加柿木フーズサイト (1区画 6,734.68 m ²) 予約分譲
元.10	加須 I C 東産業団地 (8区画 135,645.56 m ²) 分譲	3.3	草加柿木フーズサイト (2区画 22,650.26 m ²) 予約分譲
〃	草加柿木フーズサイト (1区画 10,252.28 m ²) 予約分譲	〃	草加柿木フーズサイト (5区画 71,296.03 m ²) 分譲

年 月	事 項	年 月	事 項
3. 3	松伏田島産業団地 (1 区画 19,013.23 m ²) 予約分譲	4. 11	寄居桜沢産業団地 (4 区画 99,256.27 m ²) 分譲
3. 6	草加柿木フーズサイト (1 区画 6,645.96 m ²) 予約分譲	4. 12	寄居桜沢産業団地 (1 区画 7,118.70 m ²) 分譲
〃	草加柿木フーズサイト (1 区画 10,257.49 m ²) 分譲	5. 1	羽生上岩瀬産業団地 (2 区画 61,643.19 m ²) 分譲
3. 9	草加柿木フーズサイト (2 区画 13,233.53 m ²) 分譲	5. 3	杉戸深輪産業団地 (1 区画 762.68 m ²) 分譲
3. 12	寄居桜沢産業団地 (2 区画 41,193.03 m ²) 予約分譲	〃	埼玉県南部工業用水道長期ビジョン 見直し
4. 1	寄居桜沢産業団地 (1 区画 7,118.70 m ²) 予約分譲	5. 4	吉見町大和田地区産業団地整備事業 に着手
4. 2	秩父みどりが丘工業団地 (1 区画 13,351.27 m ²) 分譲		
〃	本庄いまい台産業団地 (3 区画 40,349.17 m ²) 分譲		
4. 3	寄居桜沢産業団地 (1 区画 22,871.69 m ²) 予約分譲		
〃	企業局経営5か年計画(令和4~8年度)策定		
4. 4	久喜高柳地区産業団地整備事業に着手		
4. 7	松伏田島産業団地 (3 区画 150,478.04 m ²) 分譲		
〃	寄居桜沢産業団地 (1 区画 35,212.36 m ²) 予約分譲		
4. 8	羽生上岩瀬産業団地 (2 区画 61,643.19 m ²) 予約分譲		
4. 9	埼玉県営水道長期ビジョン見直し		
4. 10	川越増形地区産業団地 (1 区画 78,100 m ²) 予約分譲		